

商法改正に見る株式会社設計思想の変遷

高岡義幸*

目次

はじめに

- I. 序論
- II. 会社の規模と資本調達
- III. 株主と経営者との関係
- IV. 権限の根拠
- V. 組織再編制度
- VI. 監査制度：監査役の権限と地位を中心として
- VII. 株式会社の類型別規制
- VIII. 小結

はじめに

近年、会社不祥事の頻発を契機としてコーポレート・ガバナンスの議論がさかんに行われてきた。また、M&A などによる組織再編も増加しているために、これとも相俟って商法やその関連法、あるいは証券取引法などにも改正が積み重ねられてきた。そしてこれら会社法制の改正が企業経営をさらに次の段階に押し上げるという連続的な事態が生じている。

企業経営の視角から見れば、近年のこのような事態は、急速に変化し複雑化しつつある経営環境に対して如何に経営の構造を適応させるかという試みであると言えることが出来よう。また投資家の立場からは、企業経営の実態を如何に正確に捉えて明らかにさせるかという問題でもあろう。極めて大きな問題である。

本稿は、わが国の商法改正の歴史から株式会社設計思想の変遷を捉えようとするものである。個別の改正の評価とは別に、商法制定以来の改正を通史的に捉えて、

* 広島経済大学経済学部教授

大局的な動向を理解しておくことが今日の経営に対処するためにも肝要と考えるからである。改正の歴史を捉えるために着目したのは次の六つの側面である。①会社の規模と資本調達、②株主と経営者との関係、③権限の根拠、④組織再編制度、⑤監査制度、⑥株式会社の類型別規制。これら各側面からの分析を総合して株式会社経営の基礎構造の現状を明らかにしたい。

I. 序 論

各時代の社会的要請や問題意識の違いに着目し、これに本稿の目的を加味して整理すれば、わが国における商法改正の歴史は下記の四期に分けることができる。

A. 第1期：明治23(1890)年～昭和25(1950)年

明治23年にわが国最初の商法が制定されている。この商法では株式会社はまだ免許制である。しかしこの商法はほとんど施行されず、明治32年にこれを全面的に改正したものが公布されている。この時、株式会社は準則制に移行している。制度の性格はドイツ法系に属するもので、株式会社の設計思想としては、株主総会に万能とも言うべき権限を与えるタイプである。その後は、明治44年、昭和13年、昭和23年に主要な改正が行われている。

B. 第2期：昭和25(1950)年～昭和49(1974)年

昭和25年の改正は商法改正史の中でも大きな改正で、この時、ドイツ法に依拠したそれまでの法体系からアメリカ法に依拠した法体系への大転換が図られている。具体的には、第一に、授権資本制度の採用を中心とする資本調達の機動化、第二には、取締役会制度の創設を中心とする業務運営方式の合理化、第三には、株式の譲渡性の強行などによる株主の地位の強化を三本柱とする大改革である。⁽¹⁾本稿の目的に照らしてみれば、株主総会を中心とするそれまでの会社設計から取締役および取締役会の権限を強化する会社設計への転換である。その後は昭和30年、37年、41年に主要な改正が行われている。

C. 第3期：昭和49(1974)年～平成12(2000)年

従来、全ての株式会社について画一的な規制が行われてきたが、昭和49年以降、規模の違いを考慮した区分規制が開始される⁽²⁾。その意味でこの年は画期的な年と言えよう。続いて昭和50年には法制審議会商法部会で前年から審議されてきた「会社法改正に関する問題点」が公表され、下記のような広範囲にわたる問題点が指摘されている。これらについて昭和56年の改正を皮切りにその後順次改正が行われ、最後に会社分割に関する改正が平成12年に行われて一連の根本改正が終了している。

この時期に推進された金融ビッグバンは株式会社の設計思想にも大きな影響を与えるもので、会社の機動性向上が図られている。

- ①企業の社会的責任，②株主総会制度，③取締役および取締役会制度，
- ④株式制度，⑤計算・公開，⑥企業結合・合併・分割，
- ⑦最低資本金制度および大小会社の区分

D. 第4期：平成12(2000)年～平成17(2005)年

平成12年に法制審議会商法部会で会社法制の大幅な見直し作業が開始され、下記の分野が新たな時代の改正を要する点として指摘されている。

- ①企業統治の実効性確保， ②高度情報化社会への対応
- ③企業の資金調達手段の改善， ④企業活動の国際化への対応

平成13年から14年にかけては、証券市場をよりよく活用する株式会社への転換を目指す会社法制の大改革が行われている⁽³⁾。これを受けて平成15年に打ち出された「会社法の現代化」方針に基づく作業が行われた結果、平成17年に新「会社法」の成立を見ている。この会社法で目標とされたのは、①会社類型の見直し、②会社経営の機動性・柔軟性の向上⁽⁴⁾、③会社経営の健全性の確保などである。

なお、わが国最初の商法は明治23(1890)年に制定・公布されたが、これは実質的にはほとんど施行されなかった⁽⁵⁾ので、本稿では明治32(1899)年以降に公布・施行されたものを考察対象とする。

II. 会社の規模と資本調達

A. 会社の規模と資本金

1) 大規模性を前提とするスタート

株式会社の規模と資本金に関する制度の変遷は大略表1のようになっている。株式会社の設計思想を規模の面から整理すると下記の三つの段階に区分できる。

- ①大規模な会社であることが想定されていた段階(明治32～昭和13年)
- ②中小規模の株式会社の存在も受け入れられる段階(昭和13～平成17年)
ただし、中小規模のものはまだ例外的位置づけに止まる。
- ③中小規模のものをも包含し、機関構成などで区分する段階(平成17～)

中小規模会社がベースで、大規模株式会社が特殊な形態とされる。

明治32年の商法では、株式会社は多くの出資者によって形成される大規模な会社で、小規模のものは設立されないと想定されていた。それは二つの点に現われている。一つは株主数が7人以上とされていた点であり、いま一つは最低資本金が定め

表 1

改正年	大・小会社の区分	最低資本金規制
1899(明32)	大規模会社を想定 株主数は7名以上	無し
1938(昭13)	小規模株式会社を容認 →株主が1名でも存続可能	無し 設立の厳格化
1974(昭49)	大・中・小会社の三類型に区分	無し
1981(昭56)		形式上は無し 実質：35万円
1990(平2)	発起人の規制廃止： 7人以上から→1人でも可能に	導入：1000万円
2002(平14)		緩和：1円で可能
2005(平17)	小規模会社を前提 大会社は特殊な株式会社 大会社・小会社の二類型に区分	廃止：1円で可能

られていない点である。最低資本金が定められていないのは、株式会社は当然しかるべき規模以上のものになると想定されていたからである。⁽⁶⁾

2) 中小規模株式会社の容認

a) 大小会社の区分立法

昭和13年の改正では、株主数が1人になる、いわゆる一人会社を株式会社の解散事由から削除⁽⁷⁾し、消極的ながら小規模株式会社が容認されている。ちなみにこの年は「有限会社法」が制定された年でもある。有限会社は簡易株式会社とも言うべき形態であるため、この形態が新設されたということからは、株式会社の諸条項を適用するにはふさわしくない小規模会社が多数存在していたことが窺われる。

その後、昭和49年には商法特例法が制定され、これによって株式会社が法律上も下記の大・中・小三つのカテゴリーに分けられている。そして中会社と小会社には部分的ながら法律の適用が免除されている。このように、この時以降株式会社に対する規制が一律規制から個別規制の段階に入る。⁽⁸⁾

大会社（資本金5億円以上の会社）

中会社（資本金1億円超、5億円未満の会社）

小会社（資本金1億円以下の会社）

平成2年には小規模会社の取り扱いが商法改正の焦点とされ、発起人の最低人数規制が廃止されて、設立当初から株主が1人であることが認められている。

b) 最低資本金規制の導入⁽⁹⁾

上述のとおり昭和13年以降の基本的トレンドは中小規模株式会社の容認であるが、平成2年にはこの傾向に逆行する規制が導入されている。最低資本金規制である。この規制は会社の財務基盤を強化して債権者保護の効果を高めることを目的とするもので、株式会社では1000万円以上、有限会社でも300万円以上の資本金が必要とされている。一人会社の容認とこの規制導入が同時期に行われたことから二つの点が窺われる。その一つは、資本調達の高難性が低下していることである。いま一つは、この段階ではまだ株式会社は相当の規模以上であることが正当であり、中小規模のものは例外だと考えられていることである。ただしこの規制は、経済活性化のための起業促進というバブル経済崩壊後の社会的要請に押されて、導入直後から緩和への道を辿っている。

3) 株式会社概念の拡大：中小規模会社の包含とそのベース化

平成14年には、会社の新規設立を容易にするために最低資本金規制が早くも緩和され、臨時措置ながら資本金に関しては最低1円あれば株式会社の設立ができるようになってきている。資本金が1円でも株式会社の設立が可能になったということには二つの意義があると考えられる。一つは、資本規模の零細な株式会社が法律上公式に認められたことである。いま一つは、会社経営において資本が必ずしも最も基幹的な重要性をもたない新たな産業が誕生していることの示唆であろう。

このような経過を経て平成17年の会社法では最低資本金規制も正式に廃止され、株式会社というカテゴリーには中小規模のものはもちろん従来の有限会社までも包含されることになっている。しかも、これまでは上場会社のような大規模公開株式会社を原則とし、これに非公開会社の特則を付加するスタイルであったが、新会社法は逆に非公開会社がベースとなっている。規模の面から言えば株式会社のコンセプトが180度転換されたと言うことができよう。すでに昭和41年の商法改正後の譲渡制限株式会社は法的にも有限会社と大差がなくなっていた。ましてや最低資本金規制が撤廃されると両者を異なる会社形態として規定する意義はさらに低下していたと言えよう。⁽¹⁾

B. 資本調達制度

1) 株式の額面と最低発行価額

a) 額面株式の意義と額面価額の変遷

資本調達制度に関する改正は大略、表2のように推移している。まず株式額面の有無について考察してみよう。会社の設計思想にとって額面株式を発行することの意義は資本充実をより確実にする効果にあると言えよう。株式の券面額が定められ

表 2

改正年	額面	最低発行価額	資本調達の容易化策
1899(明32)	額面株式のみ 50円	一括は20円 分割は50円	
1938(昭13)			後配株式の容認 無議決権株式の容認 転換株式, 転換社債容認 増資規定の整備
1948(昭23)	20円	全額払込のみ	投資促進, 株式民主化
1950(昭25)	500円 無額面株式を導入		授權資本制度導入 = 資本調達の機動化 社債発行制度緩和
1981(昭56)	株式単位引き上げ 50,000円	50,000円	単位株制度導入 新株引受権付社債導入
1990(平2)		廃止	無議決権株式の規制緩和 配当優先株式の規制緩和
1993(平5)			社債発行限度枠廃止
2001(平13)	額面株式を廃止 →無額面株式のみ		自己株式取得の自由化 →金庫株の解禁 株式の大きさ規制の緩和 株式併合・分割の規制緩和 単位株廃止→単元株制度へ 時価発行増資の規制緩和 種類株式の弾力化 議決権制限株式 トラッキングストック導入 新株予約権制度創設
2004(平16)			株券不発行制度(非公開会社)
2005(平17)			種類株式の一層の多様化

ていば、株式発行による資本金組み入れ額が明確になるからである。⁽¹²⁾ わが国における株式の額面価額は今日まで50円→20円→500円→50,000円→額面廃止という変遷をたどっている。

明治32年に制定された商法では額面株式のみでスタートしている。その価額は50円である。ただし株式取得者には株式購入代金を分割して払い込む方法と、一括で全額払い込む方法の選択肢が用意されている。分割払いする場合は一株50円であるが、一括で払い込む場合には一株当たり20円とされている。

第二次大戦の終結から三年目の昭和23年の改正が行われた時期には、投資促進や

株式民主化の気運が高まりを見せていた。そのため、より多くの人に株式投資の道を開くことが重視されて額面価額は20円に引き下げられている。ただし、この時には株式購入代金の分割払込制は廃止され、一括全額払込制に統一されている。

昭和25年の商法改正はわが国の株式会社設計思想に大きな転換をもたらす大改正であった。この時、額面株式の券面額が500円に引き上げられている。ただし既存会社については額面の引き上げが強制されなかったため、額面株式が廃止される平成13年まで、わが国の多くの企業の株式の額面は50円のままであった。

昭和56年には、過去30年間の貨幣価値下落などを考慮し、対外的信用の裏付けを確実にするために1株当たりの純資産額を50,000円以上とすることが原則とされている。そのため新設会社の場合1株の券面額が従来100倍の50,000円に引き上げられている。また既存会社に対しても、この原則に則って「単位株制度」が導入されている。これは株式の券面の合計額が50,000円になるように取引および権利付与の最低単位を引き上げる制度である。⁽¹³⁾

b) 無額面株式の導入とその意義

昭和25年の改正では無額面株式の導入も行われている。無額面株式の導入は株式発行による資本調達をより容易にする効果を有しているという意味で画期的なことである。自社株式の市場取引価格が額面を割り込んでいる場合、額面株式であれば額面以下での株式発行はできないので新たな資金調達はできない。しかし無額面株式であればこのような場合でも額面に縛られずに新たな株式を発行することができるからである。したがって無額面株式の導入は資本調達を容易にするという意味で大きな制度変更である。⁽¹⁴⁾ちなみに、昭和56年の改正では単位株制度の創設に連動して、無額面株式の発行価額も50,000円以上とされている。

c) 額面株式と無額面株式の位置づけの変遷

これら両者の使われ方に関しては次の三つの時代に区分することができる。ここに見られる傾向は額面株式から無額面株式への軸足の移行である。

①額面株式のみの時代：明治32年から昭和25年まで

②額面と無額面の併用時代：昭和25年から平成13年まで

ただしこの間にも両者の接近する傾向が見られる。まず昭和41年に両者の相互転換が認められ、次に昭和56年の改正では額面株式を実質的には無額面化することが狙いとされており、⁽¹⁵⁾両者が同一扱いされるようになっていく。

③無額面株式のみの時代：平成13年以降、額面株式廃止

d) 額面株式廃止の背景と意義

昭和56年の改正で、一株当たりの純資産は50,000万円を下回ってはならないことになっている。しかし平成13年当時にはこれが足かせとなる新たな問題が生じていた。資産は少ないが株価の高いベンチャー企業が次々に生まれてきたからである。これらの企業には株主を増やすために株式分割をしようとする企業が多くあった。しかし、資産の少ないベンチャー企業はこの純資産額規制のゆえに株式分割ができないのである。そこでこの不便さを解消するために株式の大きさに関する見直しが行われ、額面株式も廃止されることになる。

2) 資本調達の容易化

資本調達に関する商法改正には、一貫してこれを容易化・拡充する傾向が見られる。より具体的には、手段の多様化と、機動性の引き上げであろう。昭和13年にはすでに後配株式や無議決権株式などが容認されており、昭和25年には授權資本制度が導入されている。増資はそもそも株主総会の承認を要する事項であったが、授權資本制度があれば取締役会の決定のみで機動的に株式発行ができるようになる。

昭和49年には転換社債の発行をより機動的に行うことができる改正が行われている。これを発行するためには従来は定款に定めておくか、または株主総会の特別決議が必要とされていたが、この改正によって取締役会の決議のみで発行できるようになっている。昭和56年には新株引き受け権付き社債、いわゆるワラント債の発行が認可され、資本調達手段のいっそうの多様化が図られている。

平成2年には無議決権株式の規制が緩和され、その発行限度枠が発行済み株式総数の1/4から1/3へ拡大されている。また、配当優先株式の規制も緩和され、取締役会の決定のみで機動的に発行できるようになっている。平成5年には社債発行限度枠の廃止も行われている。

平成13年の改正では、表2に示すとおり資本調達に関してさらに大幅な規制緩和が行われている。株式の取引単位に関する諸規制の緩和(単元株、株式分割)、種類株式の多様化、新株予約権制度の創設などである。これらは株式会社(16)が証券市場との関連性をより深めるための方策としての意味をもつものである。また平成16年には株券不発行制度も承認されて、企業の負担軽減が図られている。

III. 株主と経営者との関係

A. 基本的傾向

株主と経営者との関係は株式会社の設計思想を捉える際の最も重要なポイントの一つである。なぜなら、それはいわゆる所有と経営の分離度を判断する基本問題で

もあるからである。この関係に関する改正は概ね表3のようになっており、そこには次のような変遷を読みとることができる。

- ①株主総会万能期（明治32年～昭和25年）
- ②株主総会の権限縮小期（昭和25年以降）
 - a) 取締役会の権限強化
 - b) コーポレート・ガバナンスの強化
 - c) 一般株主の保護

B. 株主総会万能期

明治32年の商法では株主総会はいわば万能の機関で、基本的に何でも決定することができた。⁽¹⁷⁾また総会の定足数も定められていない。取締役も監査役も株主の中から選任されなければならない、所有者支配の原則が貫かれている。しかもこの商法では取締役の権限も大きく、各取締役に会社の代表権がある。取締役の人数は3名以

表3

改正年	株主総会の権限	取締役および取締役会の権限
1899(明32)	万能機関 如何なる事項でも決定可能	取締役と監査役は株主から選出 各取締役に代表権と業務執行権
1938(昭13)	権限強化	取締役と監査役は株主以外からでも選出可：所有と経営の分離
1950(昭25)	権限縮小 組織変更の決定 計算書類の確定 利益処分の決定 取締役の選任・解任 代表訴訟の提起権	権限拡大：新株発行権など 地位強化：解任条件引き上げ 普通決議→特別決議 任期は短縮：3年→2年 取締役会の設置義務化
1974(昭49)		転換社債の発行権限
1981(昭56)	権限縮小と活性化策 営業報告書が承認から報告へ 書面投票制 株主提案権 総会屋排除	取締役会の監督機能強化
1993(平5)	株主の権利強化 →株主代表訴訟の容易化	
2001(平13)	コーポレート・ガバナンス 特別決議の定数緩和 招集手続きの簡素化 議決権制限株式導入	取締役などの責任軽減 経営の萎縮防止 →株主代表訴訟の後退
2005(平17)	取締役の解任要件引き下げ	組織再編の決定権拡大

上で、任期は3年以下である。

昭和13年の商法改正では、営業譲渡など、特別決議を要する事項が定められていることに見られるように、株主総会の権限強化という基本的傾向は継承されていると言えよう。⁽¹⁸⁾しかし他方では株式会社の設計思想に大きな変化が現れている。取締役と監査役の被選任資格から株主であることが削除されているのである。これは明らかに所有者支配の後退を意味する改正である。

C. 株主総会の権限縮小期

1) 取締役会の権限強化

昭和25年の商法改正はわが国に商法が制定されて以来、それまででは最大の改正と言っても過言ではなかろう。従来のドイツ法をモデルとした法体系からアメリカ法をモデルとする法体系への転換が行われたのである。この改正において株主と経営者との関係にも大きな変化が生じている。基本的には株主総会の権限が縮小されて、経営者の権限が拡大されたことである。主要には次の点である。

- ①株主総会の決定権限が、法令または定款に定められた事項に限定されている。従来は全ての事項について決定することができた。
- ②取締役会が公式に設置され、これが業務執行の決定を行う。
- ③取締役の解任決議が普通決議から特別決議に移行している。

他方、このような取締役の権限強化とのバランスに配慮して、株主代表訴訟制度の導入など、株主の地位強化も図られている。⁽¹⁹⁾昭和49年には転換社債の発行権限が取締役会に移行している。従来この権限は定款または株主総会の特別決議を必要とするものであった。昭和56年には株主総会の権限がさらに縮小されている。その一つとして、従来株主総会の承認を要していた営業報告書が報告事項に変更されている。また取締役による取締役会への報告義務が3月に1回とされるなど、取締役会の監督機能が強化されている。

その後も、株主総会の権限縮小と経営者の権限強化という基本的トレンドは継続されてる。平成17年の会社法で明確になった定款自治の拡大はこの動向の延長線上にあるものといえよう。⁽²⁰⁾

2) コーポレート・ガバナンス

これまでに行われてきた取締役会の権限強化・拡大と株主総会の権限縮小が相俟って、経営者の権限は肥大化しつつあった。その結果、彼等が会社経営において独断専行する危険性が高まっていた。そこでこれを監視しようという行動が株主の側から起こされている。コーポレート・ガバナンスである。高度成長期以来の長期的

株価上昇を背景に、長い間「もの言わぬ株主」と言われてきたわが国の機関投資家もバブル経済崩壊後の持株価格低下を受けてものを言い始めたのである。また多くの企業で持ち株比率を高めていた外国のファンドなどが株主価値の向上を求めて経営に対して盛んに発言するようになってきている。

元来、株式会社の機関構成には、会社の所有者でありながら日常業務を委託している株主と、これの受託者である経営者との間に必然的な緊張関係がある⁽²¹⁾。それ故に、一方では、より良い経営成果を期待して経営者の権限を拡大しながら、他方では会社経営が株主の意志から乖離しないように会社組織には経営者に対する監視機能が組み込まれている。ところが、わが国の株式会社においては日常業務の決定も執行も、執行に対する監督も全て取締役が兼務しているという制度的事情があり、さらに監査役までもその実質的人事権が代表取締役の手中にあるという事情のゆえに、業務執行に対する監視機能が極めて低いという実態があった。この監査機能の不十分さを補うために、次項で取り上げているように、昭和49年以降、監査機能の強化が図られてきた。

しかし従来の「監査役設置」タイプではガバナンスにも限界があるため、平成14年には、アメリカの経営機関制度をほぼそのまま真似た「委員会等設置会社」形態が導入されている。この形態では従来の監査役設置タイプに比べれば株主による経営者の監視体制がより強化されていると言えよう⁽²²⁾。現在わが国の株式会社は、従来型の「監査役設置」タイプか「委員会設置」タイプかのいずれかを選択できるようになっている。ただ、後者を選択する企業は極めて少ないのが実状である。

平成17年の会社法では、取締役の解任決議が特別決議から普通決議に緩和されている⁽²³⁾。これも取締役への監視強化である。

なお、コーポレート・ガバナンスは、それが主張された契機に着目すれば、上記のように株主（委託者）による経営者（受託者）の監督とすることができる。しかし、その本質をよりよくとらえるためには、これを証券市場の圧力による情報開示、会計、監査の充実・強化という市場化推進トレンドの中の事象として位置づけるのが好ましいであろう⁽²⁴⁾。

IV. 権限の根拠

A. 所有権

私有財産制を基礎とする社会においては、会社経営においても所有権が最も基礎的な権限の根拠とされている。すなわち株主の意思に基づいて経営が行われ、出資

比率に応じて利益配分がなされ、会社を売却あるいは合併する場合には株主総会において株主の承認を得なければならない。

B. 専門的経営管理能力

上記のとおり私有財産制社会においては出資者がその所有権を根拠として経営を行い、利益も獲得するのが最も基本的な原則である。しかし会社組織が発達して巨大化すると、経営に関するより高度な専門知識が必要とされるようになり、専門経営者への権限委譲による日常業務の委託が不可欠となる。取締役会の誕生による機関分化である。

権限の根拠という視角から見れば、これは会社経営権限の根拠として新たに専門的経営管理能力が浮上してきた事態と解釈することができる。会社法制においても一方では所有権を最も基本的な根拠とする原則を維持しながら、他方では所有権を持たない者から取締役や監査役を選出することも認められ(昭和13年改正)、彼らの権限はしだいに強化されてきた。いわゆる所有と経営の分離の進展である。

C. 独創的な知識、技能

近年の一連の会社法制の改正において、従来とは異なる発想に基づく事業形態が創設されている。一つは「有限責任事業組合」であり、いま一つは「合同会社」である。これら両者に共通する特徴としては下記のことを挙げることができる。

- ①有限責任
- ②定款自治⁽²⁵⁾
- ③出資額に縛られない利益配分

権限の根拠という視角から見ると、ここには従来とは異なる発想がある。経営権限や利益配分の根拠として出資はもはや必ずしも唯一絶対の根拠とされてはいないのである。高度情報化社会といわれる今日、各経営資源の相対的重要性が変化しており、IT分野のように出資が必ずしも根幹的な資源とは言えない業種が出現しているからであろう。

製造業が産業の中核をなし、しかも物的標準品の大量生産が基本的な課題とされる社会においては、資本規模の大小が企業競争力の大小を決定する主要な要因となる。会社経営においても出資規模が権限の大小を決める基本要素とされる。そして出資者から経営を委託された経営者の専門知識はこれに次ぐ権限の根拠とされる。

しかし高度情報化社会あるいは知識社会といわれる今日、物的標準品の大量生産はもはや経営の中心課題ではない。知識やサービスなどの非物的商品の割合が増大

し、しかも多様で変わりやすいニーズに迅速に対応することこそが中心課題である。そのため独創的な発想や知識、そして新商品開発の早さが企業競争力を決定する要因としてより重要性を増している。その結果、従来の製造業においても斬新な発想や独創的な知識と技能が企業競争力を左右するより重要な要素となっているが、ITに関連するサービスや知識を商品とする産業においてはその傾向が特に顕著である。

このような状況にあっては、事業形態の設計にも当然変革が必要となる。起業を促進するためには所有をベースとする発想に基づく旧来の民法上の組合や匿名組合も、また合名会社や合資会社でも限界がある。そのため新たに「有限責任事業組合」と「合同会社」が創設⁽²⁶⁾されている。そしてそこに見られる設計思想としての新しい特徴が上記の三点である。産業構造の変化を基本要因とするこのような動向は株式会社の設計思想にも及んでいる。

V. 組織再編制度

A. 法整備の概要

組織再編を容易にするための主要な改正事項は概ね表4のようにになっている。会社の合併・分割を容易にする制度整備の必要性はすでに昭和50年に指摘されていたが、実際の法整備は平成9年から始まっている。

表4

改正年	組織再編容易化策（合併・分割制度を中心に）
1975(昭50)	会社の合併・分割制度を整備する必要性の指摘
1995(平7)	規制緩和推進計画決定
1997(平9)	合併制度の簡素合理化 独占禁止法改正→純粋持株会社の解禁 組織変更の容易化 簡易合併制度導入→合併手続きの簡易化 三角合併承認→銀行持株会社の設立へ
1998(平10)	規制緩和推進3カ年計画を閣議決定
1999(平11)	株式交換制度と株式移転制度導入 →完全子会社関係形成の容易化
2000(平12)	会社分割法制導入
2005(平17)	株主総会の決議を要しない組織再編の範囲拡大

B. 主要な制度の仕組みと意義

1) 純粋持株会社の解禁 (平成9年)

わが国では独占禁止法によって持株会社の設立が禁止されていたが、産業独占への懸念を残しつつも、再編を容易化する強い要請に配慮して、平成9年にこれが解禁されている。これによって複数企業間の組織再編を容易化する道が開かれたと言える。この解禁に合わせて下記の点が確認されている。

①独占の弊害を抑制するため、情報開示制度を見直すこと

②企業組織変更を円滑化するために税制を改正すること

具体的には、連結納税制度の整備など

③会社分割制度、株式交換制度などの導入を検討すること

2) 三角合併制度 (平成9年)

平成9年に三角合併制度が承認され、銀行持株会社の設立を円滑化する道が開かれている。ちなみに、三角合併とは、合併の結果消滅する会社の株主に、合併の対価として、存続会社の親会社の株式を用いる場合を意味する。

3) 株式交換・株式移転制度 (平成11年)

両制度とも完全な親会社と子会社の関係を形成するための制度である。株式交換とは既存の会社同士の間で完全な親子関係を形成するための制度であり、子会社となる株主が自己の所有する株式を親会社となる会社に移転し、それと交換に親会社となる会社の株式を受け取る取引を言う。

株式移転は、会社が完全親会社を設立するために、完全子会社となる会社の株式全部を新設する会社に移転し、それと交換に完全子会社となる会社の株主に親会社となる会社の株式を割り当てる取引を言う。

4) 会社分割制度 (平成12年)

会社分割とは、会社の営業の全部または一部を他の会社に包括的に継承させ、その会社の株式を分割会社または分割会社の株主に割り当てることを言う。従来わが国には会社分割に関する法制度はなく、営業の一部を分割するためにはそれを独立の会社として分離する、いわゆる「分社化」しかなかった。これには様々な制約があったために、分割を容易化する制度として導入されたのが会社分割制度である。

VI. 監査制度：監査役の権限と地位を中心として

A. 基本的傾向

監査役の権限と地位を中心として見た監査制度の変遷は概ね表5のようになって

表 5

改正年	監査権限の範囲	人 数	任期
1899(明32)	業務執行全般の監査 株主総会の招集権	制限無し	
1911(明44)	地位強化		2年
1950(昭25)	権限縮小 会計監査のみ		1年
1974(昭49)	権限の再拡大 会計監査と業務監査	大・中・小会社の区分	2年
1981(昭56)	権限と独立性の強化		
1993(平5)	監査役会の法定化 社外監査役導入	大会社の場合： 3人以上（1人は社外）	3年
2001(平13)	取締役会への出席義務	3人以上（過半数が社外）	4年
2002(平14)	委員会等設置会社新設		
2005(平17)	規模にかかわらず 会計監査と業務監査	機関設計の選択肢増大 → 0人から3人以上まで	4年 ～10年

いる。この変遷は下記の三つの時期に分けることができよう。

- ①強大な権限を有していた時期（明治32年～昭和25年）
- ②権限弱小期（昭和25年～昭和49年）
- ③権限の再拡大期（昭和49年以降）

B. 強大な権限を有していた時期

明治32年の商法では監査役に次のような権限が与えられている。まず、監査権限の範囲としては業務執行全般の監査ができることになっている。第二には、株主総会の招集権がある。第三に、取締役の所有株は監査役に供託することになっている。そして、このような状況は昭和25年の商法改正まで継続される。

C. 権限弱小期

昭和25年の商法改正では一転して監査役の権限が大幅に縮小されている。まず、監査権限の範囲が業務執行全般から会計監査のみに縮小されており、任期も従来の2年から1年に短縮されている。従来のドイツ法的制度からアメリカ法的制度への転換が行われたことに伴って、経営者の行動を縛る規制はできる限り緩和しようと

の考えが働いたものと考えられる。この状態は昭和49年まで継続される。

D. 権限の再拡大期

1) 昭和49年の改正

昭和49年を境として再び監査役の権限が拡大される傾向が明確になる。まずこの年に監査権限の範囲が会計監査と業務監査の双方に拡大され、任期も再び2年に延長されている。その背景の一つには、40年不況で倒産した企業の粉飾決算が明るみ⁽²⁷⁾に出て、取締役による業務監査の実効性に疑問がもたれるような状況があった。昭和40年当時、取締役会のメンバーは従業員出身者の、いわゆる社内取締役で占められていたために、代表取締役に対する業務監査は実際には困難であったと考えられる。もう一つの背景は、昭和25年の改正によって監査役の権限も縮小されていたために、会計監査自体もよく機能しなくなっていたからである。このような状況をふまえて株式会社の監査機能を強化する立法措置がとられている。

またこの年には商法特例法も制定されて株式会社は大・中・小の三つのカテゴリーに区分され、その内でも特に大会社の会計監査には監査役以外に会計監査人による外部監査が導入⁽²⁸⁾されている。

大会社（資本金5億円以上の会社）→会計監査、業務監査、会計監査人の監査
中会社（資本金1億円超、5億円未満の会社）→会計監査、業務監査
小会社（資本金1億円以下の会社）→会計監査のみ

2) 昭和56年の改正

昭和56年の改正では、企業経営に対する不信を払拭するために、さらに下記のような監査役の権限強化と独立性の強化が図られている。

- ①取締役会の招集請求権
- ②使用人に対する営業報告の聴取権
- ③会計監査人に対する監査報告の聴取権など

また、監査役の経済的独立性を高めるために、その報酬は、取締役会ではなく定款または株主総会で決定されることになっている。他方、権限の強化と並行して監査役の責任強化も図られ、選任に当たっての欠格事由が定められている。

3) 平成5年以降の改正

平成5年にも引き続き監査役の権限拡大が図られている。商法特例法で定められた大会社の場合、次のような改正が行われている。

- ①任期延長：2年→3年
- ②社外監査役制度導入

③監査役の人数増員：2名→3名（内1名は社外監査役）（商特法18条）

④組織的な監査を実施するために監査役会制度導入（商特法18条）

平成13年には下記のような形で監査役の権限がさらに強化されている。

①任期延長：3年→4年

②全監査役の過半数を社外監査役にする

③取締役会への出席が義務化される

4) 委員会等設置会社形態⁽²⁹⁾の導入

前に「株主と経営者の関係」の所でも取り上げたとおり、平成14年にはコーポレート・ガバナンスの必要性がいつそう強く主張されるようになり、従来の監査役設置タイプの監視体制の限界を克服するために「委員会等設置会社」形態が制定されている。これはアメリカの制度をほぼそのまま導入したもので、主として社外取締役によって構成された委員会によって経営を監視する制度である。

5) 中会社と小会社の区分廃止

平成17年の会社法では中会社と小会社の区分は廃止されて大会社と中小会社の二類型に区分されている。監査役はいずれの類型でも会計監査と業務監査の両方にまたがる監査権限を有することになっている（会社法381条）。また監査役の任期は原則として4年であるが、非公開会社においては定款で最長10年まで伸長⁽³⁰⁾できる。

Ⅶ. 株式会社の類型別規制

事業を営む主要な法律形態は、従来から存在するものと新設されたものを含めて下記のように整理することができる。

1) 個人

2) 組合

a) 民法上の組合

b) 有限責任事業組合など

3) 会社

a) 持分会社

合名会社、合資会社、合同会社

b) 株式会社

会社法によれば、会社形態は上記のとおり持分会社と株式会社の二つのカテゴリーに大別されている。すなわち会社は持分会社を除けば、従来の有限会社も含めて全て株式会社として包括⁽³¹⁾されている。ちなみに従来の有限会社は「特例有限会社」

という名称で株式会社の一部として存続する⁽³²⁾。

この度の会社法で、零細規模から巨大規模まで多様なタイプを包含することになった株式会社はもはや一律規制ができる対象ではない。そのため基本的には大会社か小会社かという基準と、公開会社か非公開会社かという基準でもって下記の四つのカテゴリーに大別され、カテゴリーごとの個別規制が行われる⁽³³⁾。

- ①大会社でかつ公開会社
- ②大会社でかつ非公開会社
- ③小会社でかつ公開会社
- ④小会社でかつ非公開会社

VIII. 小 結

ここまで考察してきたとおり、株式会社の設計思想はそれぞれの時代の状況と社会的要請に応じて変遷し、今日に至っている。近年の社会的要請としては次の点を指摘することができる。①設立が容易であること、②迅速で機動的な経営行動ができること、③斬新な発想や独創的な技能が経営に活かされる柔軟性をもつこと、しかし④公開性の高い経営に対しては監視機能を高めること、などである。明治以降の蓄積の上にこれらの社会的要請を加え、株式会社は今日、下記のような特徴をもつ会社形態になっていると言えよう。

A. 先ず規模の面では、もはや大きいことが前提とされてはいない。特に平成17年の会社法制定以降は大規模で所有と経営の分離した会社が少数派のタイプとみなされ、それが未分離で公開性の低い多くの会社をベースとするものになっている⁽³⁴⁾。

B. 会社設計の基本要素という面では資本を重要な要素としつつも、その地位は相対的に低下している。逆に、経営に斬新さや独創性をもたらす知識の重要性、したがってそれを有するヒトの重要性が向上している。これは知識社会、あるいはポスト産業主義社会と言われる新たな環境への対応であり、これを具体化した制度が定款自治の拡大であろう⁽³⁵⁾。

C. 経営組織の視角から見た場合、株式会社は実に柔軟性と機動性の高い組織となっている。取締役や取締役会の権限を強化・拡大することによって、また株式制度の規制緩和や会社の分割・合併の容易化によって、会社組織の再編を容易にする設計思想が確実に強くなっている。

D. 経営に対する監視体制と公開要求も確実に強化されている。市場化促進というトレンドの中で株式会社経営の真実の姿を開示する要求が高まっているからであ

ろう。特に公開会社、あるいは公開を志向している会社に対しては会計制度上のより正確な開示が求められている。

これらの傾向を総合してみると、専門経営者の権限強化や定款自治の拡大は、一見、株主価値の向上志向と矛盾するように思われるかもしれない。しかし、これらは会社を投資手段とみなす株式会社本質観から発する設計思想だと理解すれば矛盾はない。ただ、このような会社本質観が、いわゆるステークホルダー論的認識の強いわが国の社会に定着するかなれば疑問が残ると言わざるを得まい。

以上、本稿では明治32年以降の商法改正に見られる主要点を整理し、そこから株式会社に関する設計思想の変遷を考察してきた。そして産業構造の変化や国際化に対応した設計思想の変化をとらえることができた。今後はこれをベースにして一つ一つのより具体的な問題を詳細に考察し、株式会社の特質を明らかにしたい。

注

- (1) 竹内昭夫，改正会社法解説〔新版〕，有斐閣，昭和58年，1頁参照。
- (2) 竹内昭夫，前掲書，はしがきiii参照。
- (3) 上村達男，会社法改革…公開株式会社法の構想，岩波書店，2002年，はじめに，ならびに10～12頁参照。
- (4) 相澤 哲編，一問一答 新・会社法，商事法務，2005年，4頁参照。
- (5) 商法の改正年と改正事項については下記の二編を参考にした。
秋坂朝則，商法改正の変遷とその要点，一橋出版，2005年。
浜田道代，「会社立法の歴史の変遷」，中央経済社編，企業会計特別保存版，新「会社法」詳解，平成17年。
- (6) 倉澤康一郎，会社法改正の論理，成文堂，1994年，58～59頁参照。
- (7) 昭和13年改正商法の404条。
- (8) 竹内昭夫，前掲書，はしがきiii参照。
- (9) 拙稿・「わが国における最低資本金規制の導入と廃止」，広島経済大学経済研究論集，第28巻第3号，2005年，12月参照。
- (10) 江頭憲治郎，「新会社法制定によせて」，中央経済社編，前掲書，3頁参照。
- (11) 浜田道代，前掲論文，26頁参照。
- (12) 倉澤康一郎，前掲書，146頁参照。
- (13) 竹内昭夫，前掲書，57頁参照。また倉澤氏によれば，この措置の狙いは，純資産と株式という新たな基準を導入することによって，株式会社に対する投資単位の適正化を図ることにある（倉澤康一郎，前掲書，91～99頁参照）。
- (14) 倉澤康一郎，前掲書，146～147頁参照。
- (15) 倉澤康一郎，前掲書，98～99頁参照。
- (16) 上村達男，前掲書，12頁参照。
- (17) 末永敏和，「株主総会制度論・覚書」，平出慶道，小島康裕，庄子良男編，現代企業法

- の理論, 信山社出版, 1998年, 322頁参照。
- (18) 末永敏和, 前掲論文, 322頁参照。
- (19) 株主総会の権限縮小と取締役会の権限拡大は, いわゆる所有と経営の分離を進展せしめる。そして一般株主の経営管理権の有名無実化を前進させる。そのため, この事態とのバランスをとるために一般株主の権利強化は株式会社設計において重要な手立てとなる(大隅健一郎, 新版株式会社法変遷論, 有斐閣, 昭和62年, 203~206頁参照)。
- (20) 定款自治とは, 経営の枠組を株主総会ではなく定款に求めるもので, 経営者の自由を拡大する設計思想である。
- (21) 法律形式上は, 会社資産の所有者は法人としての会社自身である。しかし, 通説となっている社員権説によると, 会社に対する株主の諸権利が実質的な所有権に相当するとみなすことができるので株主を会社の所有者と称している。
- (22) コーポレート・ガバナンスを論ずる際の「経営者」の概念には日米で違いがあるので注意を要する。わが国では, 監査役会設置タイプの場合, 取締役が業務の決定権・執行権・執行に対する監督権も兼務しているので, 経営者という場合には取締役を指すのが通例であろう。これに対して, アメリカでは, 業務の決定権と監督権を有する取締役(director)を指すのではなく, これから監視を受けて業務を執行する執行役員(executive)言い換えれば management を指すのが通例であろう。
- (23) 会社法341条。
- (24) 上村達男, 前掲書, 11頁参照。
- (25) 定款自治の重視は平成17年の会社法改正における一番の特徴だとも言われている(江頭憲治郎, 前掲論文, 7頁参照)。
- (26) 根田正樹, 矢内一好編, 合同会社・LLPの法務と税務, 学陽書房, 2005年, 5~12頁参照。有限責任事業組合は会社法上の形態ではなく, 独立の法律による形態である。
- (27) 浜田道代, 前掲論文, 21頁参照。
- (28) 昭和56年の改正以降, 負債総額200億円以上の会社も大会社に含まれることになる(商法特例法第1条の2)。
- (29) 委員会等設置会社は, 新会社法では「等」が除かれて委員会設置会社となっている。
- (30) 会社法336条。
- (31) 会社法施行前の商法では, その第二編「会社」の中に, 合名会社, 合資会社, 株式会社それぞれ独立の章で並列に扱われていたが, 会社法ではその第二編で株式会社が, 第三編で持株会社を取り扱われている。
- (32) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律, 第2条, 第3条。
- (33) 相澤 哲編, 前掲書, 102頁参照。なお, 機関設計の選択肢の数は全部で22種類の可能性がある(相澤 哲編, 前掲書, 103~106頁参照)。なお, ここで言う「公開会社」とは株式の譲渡制限の無い会社であり, 「非公開会社」とはそれがあある会社であって, 上場されているか否かとは無関係である(会社法第二条の五)。
- (34) 河本一郎, 「会社法の体系書をどう書くか」, 新「会社法」詳解, 中央経済社, 平成17年, 83頁参照。
- (35) 岩井克人, 会社はだれのものか, 平凡社, 2005年, 38~82頁参照。